

## 恵那南地区中学校あり方検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 少子化に伴う生徒数の減少を踏まえ、恵那南地区の中学校(以下「中学校」という。)のあり方を検討するため、恵那南地区中学校あり方検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を恵那市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提言するものとする。

- (1) 少子化に対応した今後の恵那南地区中学校のあり方に関すること。
- (2) 前項に掲げるもののほか、必要な事項。

### (組織)

第3条 委員会の委員の定数は、30名以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 小中学校代表
- (2) 地域協議会代表
- (3) 自治連合会代表
- (4) 中学校 PTA 代表
- (5) 小学校 PTA 代表
- (6) 保育園保護者会代表
- (7) その他教育委員会が認める者

3 委員に欠員が生じたときは、速やかに委員を補充するものとする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (任期)

第5条 委員の任期は、第2条に規定する提言を行った日までとする。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要と認めたときは委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (会議の傍聴)

第7条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿に自己の氏名、住所及び年齢を記入し、係員の指示により傍聴席に着かなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校再編対策室において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月28日から施行する。

恵那南地区中学校あり方検討委員会委員名簿

	区分	氏名	役職名等
1	小中学校代表		中学校代表
2			小学校代表
3	地域協議会代表		岩村地域協議会代表
4			山岡地域協議会代表
5			明智地域協議会代表
6			串原地域協議会代表
7			上矢作地域協議会代表
8	自治連合会代表		岩村自治連合会代表
9			山岡自治連合会代表
10			明智自治連合会代表
11			串原自治連合会代表
12			上矢作自治連合会代表
13	中学校 PTA 代表		岩邑中学校 PTA 代表
14			山岡中学校 PTA 代表
15			明智中学校 PTA 代表
16			串原中学校 PTA 代表
17			上矢作中学校 PTA 代表
18	小学校 PTA 代表		岩邑小学校 PTA 代表
19			山岡小学校 PTA 代表
20			明智小学校 PTA 代表
21			串原小学校 PTA 代表
22			上矢作小学校 PTA 代表
23	保育園保護者会代表		岩村保育園保護者会代表
24			山岡保育園保護者会代表
25			明智保育園保護者会代表
26			吉田保育園保護者会代表
27			串原保育園保護者会代表
28			上矢作保育園保護者会代表
29	その他教育委員会が 認める者		
30			